

# 刈谷商工会議所「交通事故根絶に協力する事業所」に関する実施要領

## (目的)

この要綱は、昨年中の愛知県下の交通死亡事故情勢が、14年連続で全国ワーストワンであるばかりか、刈谷市内における死亡者数についても、近年に例を見ない5名（前年比+3名）という極めて厳しい情勢となっていることを重く受け止め、刈谷商工会議所が実施する「安心・安全ネットワーク事業」の一環として、刈谷市役所・刈谷警察署との緊密な連携を軸に、「交通事故の根絶」に寄与することを目的とする。

## (事業実施の背景)

昨年中の愛知県下の交通死亡事故を地区別に分析すると、名古屋市・東尾張地区については減少傾向（死亡者数76名・前年比-26名）であるものの、特に西三河地区においては（死者数51名・前年比+9名）と増加傾向が顕著となっている。この情勢に歯止めをかけると共に、刈谷市内における全ドライバーの安全運転に対する意識改革を図るため、会員事業所100事業所の協力により実施する。

## (事業の内容)

この事業に係る活動内容については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 参加事業所は車両に「指定ステッカー（案）」を貼付するとともに、交通事故防止の模範車両であることを明示する。
- (2) 参加事業所車両は、「横断歩道に歩行者がいる場合は必ず止まる」「見通しの悪い横断歩道では必ず減速する」を実践する。
- (3) 高齢者や自転車利用者に対しては、「思いやり運転」を最優先とした運転を実施すると共に、生活道路・通学路・見通しの悪い交差点においては一時停止や徐行を励行する等の安全運転に徹する。
- (4) 速度の遵守  
速度超過は、全ての交通事故の誘因となっていることから、常に「速度を厳格に遵守する」立場を堅持する。
- (5) ハイビームの活用  
夕方から早朝にかけて交通死亡事故が多く発生し、その大半がロービームによる事故であるため、積極的にハイビームを活用する。

## (刈谷市・刈谷警察署からの情報等の提供)

参加事業所は、刈谷市・刈谷警察署からの次の情報等を求める事ができる。

- (1) 愛知県下・刈谷市内の交通事故分析結果
- (2) 刈谷市内における、特異・重大な交通事故等の発生状況や再発防止策
- (3) 参加事業所に対する交通安全講習会の開催等に関する事項
- (4) その他 優良ドライバー育成に係る事項

## (事業期間)

この事業の実施機関は平成29年4月1日を開始日とし、実施状況や効果等に鑑み、刈谷市・刈谷警察署及び刈谷商工会議所が協議したうえ適当と認める日を終了日とする。

## (刈谷市・刈谷警察署の委嘱)

この事業に参加する事業所は刈谷市及び刈谷警察署の委嘱を受け、事業内容にある活動を実施するものとする。

なお、委嘱期間は事業期間とし、商工会議所もしくは参加事業所の都合などにより必要な場合は、刈谷市及び刈谷警察署と協議のうえ解職することができる。

参加事業所 刈谷商工会議所・議員・部会役員・会員事業所等、100事業所

主 催 刈谷商工会議所

共 催 刈谷市

後 援 刈谷警察署